

神戸市看護大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 神戸市看護大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に従い、看護に関する理論及び実践の教授研究を行うことにより、豊かな人間性と幅広い視野を備えた人材を育成し、もって人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(自己評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

(構 成)

第3条 本学に、看護学部を置く。

2 看護学部の学科、入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	3年次編入学定員	収 容 定 員
看 護 学 科	80人	40人	400人

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(職 員)

第5条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、副学長を置くことができる。

(教授会)

第6条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長及び教授をもって組織する。

3 前条第2項の規定により副学長を置く場合は、当該副学長を教授会の組織に加える。

4 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。ただし、教員の人事に関する事項の審議については、これらの者を加えることができない。

5 教授会は、次の事項を審議する。

(1) 学則その他学内諸規程の制定及び改廃に関する事項

(2) 教育課程及び履修方法に関する事項（助産学専攻科を含む。）

(3) 学生の入学、編入学、転学、留学、卒業、休学、退学、除籍及び再入学並びに賞罰に関する事項

(4) 助産学専攻科学生の入学、修了、休学、退学、除籍及び賞罰に関する事項

(5) 学生の厚生補導に関する事項（助産学専攻科学生を含む。）

(6) 教員の人事に関する事項

(7) 予算案の編成方針に関する事項

(8) その他学長が必要と認めた事項

6 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日 6月7日

(4) 春季休業 3月11日から4月10日まで

(5) 夏季休業 7月11日から9月10日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することがある。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第10条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第11条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第23条の規定により編入学した学生にあつては4年、第32条第1項の規定により入学した学生にあつては同条第3項により定められた修業すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第4章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第12条 授業科目は、看護学の基盤となる科目Ⅰ、看護学の基盤となる科目Ⅱ、看護学科目及び総合科目とする。

2 授業科目及び各授業科目の単位数並びに履修方法については、別に定める。ただし、特別の必要がある場合は、臨時に授業科目を開設することがある。

(単位の計算方法)

第13条 各授業科目の単位の計算方法は、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

(1) 講義は、15時間又は30時間をもって1単位とする。

(2) 演習は、30時間をもって1単位とする。

(3) 実習及び実技は、30時間又は45時間をもって1単位とする。

(単位の授与)

第14条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、所定の単位を与える。

(他の大学における授業科目の履修等)

第15条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として、

教授会の議を経て、学長が認定することができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第16条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は専修学校において履修した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えないものとする。

（成績の評価）

第17条 授業科目の試験の成績は、A、B、C、Dの評語をもって表し、A、B、Cを合格とする。

第5章 入学、編入学、転学、留学及び卒業

（入学の時期）

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第19条 本学に、入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- （2）通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- （3）外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- （4）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （5）専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- （6）文部科学大臣の指定した者
- （7）高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧課程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- （8）相当の年齢に達し、高等学校を卒業したと同等以上の学力があると認められる者

（入学の出願）

第20条 本学に入学を志願する者は所定の期日までに、所定の入学願書に入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第21条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第22条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 学長は、正当な理由なく第1項に規定する手続きをしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

（編入学）

第23条 本学の3年次に編入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1）保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した短期大学を卒業した者

(2) 保健師助産師看護師法第21条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者（学校教育法第56条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

2 第20条から第22条までの規定は、編入学の場合について準用する。

(転 学)

第24条 学生が他の大学への転入学を志願しようとするときは、学長に願い出て転学の許可を受けなければならない。

(留 学)

第25条 学生が外国の大学又は短期大学で学修することを志願するときは、学長に願い出て留学の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、次条に定める在学期間を含めることができる。

3 第15条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(卒 業)

第26条 本学に4年（第23条の規定により編入学した学生にあつては2年、第32条第1項の規定により入学した学生にあつては同条第3項により定められた修業すべき年数）以上在学し、別に定めるところにより131単位以上を修得した学生については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学 位)

第27条 本学を卒業した者に、学士（看護学）の学位を授与する。

第6章 休学、退学、除籍及び再入学

(休 学)

第28条 学生が疾病その他やむを得ない事情により、引き続き3か月以上修学することができないときは、休学願に医師の診断書又は理由書を添え、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 病気などの特別の必要があると認めた学生に対しては、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間等)

第29条 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。但し、特別の事情があると認められたときは、更に1年の範囲内で休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第11条の在学期間に算入しない。

4 休学期間中にその理由がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

5 学長は、休学期間中にその理由がなくなったと認めるときは、復学を命ずる。

(退 学)

第30条 学生がやむを得ない事情によって退学しようとするときは、必要書類を添えて学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除 籍)

第31条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長は教授会の議を経てこれを除籍する。

(1) 第11条に定める期間在学してもなお卒業できない者

(2) 第29条第2項に定める休学期間を超えてもなお修業できない者

(3) 病気その他の理由のため、成業の見込みのない者

(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(5) 正当な理由なく、授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(再入学)

第32条 本学を退学した者が、再入学を願い出たときは、学長は教授会の議を経て、相当年次に入学を

許可することがある。

2 第20条から第22条までの規定は、再入学の場合について準用する。

3 前2項の規定により入学を許可された者の修業すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第7章 賞 罰

(表彰)

第33条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長は教授会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第34条 本学則その他学生に関する諸規程に反し、又は学生としての本分に反した行為のある者は、学長は教授会の議を経て懲戒することができる。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号に該当した場合とする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第8章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生)

第35条 本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第36条 他の大学との単位互換協定に基づき、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第37条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料等

(授業料等)

第38条 授業料、入学選抜料及び入学金の額並びに徴収に関しては、神戸市立学校の授業料等に関する条例の定めるところによる。

第10章 助産学専攻科

(目的及び構成)

第39条 本学に、助産学専攻科（以下「専攻科」という。）を置く。

2 専攻科に専攻科長を置き、学長をもって充てる。

3 専攻科は、4年制大学における看護に関する教育の基礎の上に、助産に関する最新の知識と技術を精深な程度において教授、研究し、もって地域の母子保健の発展向上に寄与することを目的とする。

4 専攻科の入学定員は、次に掲げるとおりとする。

専攻科	入学定員
助産学専攻科	15人

(修業年限及び在学年限)

第40条 専攻科の修業年限は、1年とする。

2 専攻科の学生は、2年を超えて在学することができない。

(入学資格)

第41条 専攻科に入学することができる者は、第1号に規定する者で、第2号以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 看護師資格を有する者または看護師国家試験受験資格のある者
- (2) 大学(学校教育法第52条に定める大学をいう。以下同じ。)を卒業した者
- (3) 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(編入学、転入学及び再入学)

第42条 専攻科への編入学、転入学及び再入学は、これを認めない。

(教育課程及び履修方法等)

第43条 専攻科の授業科目及びその単位数並びに履修方法については、別に定める。ただし、特別の必要がある場合は、臨時に授業科目を開設することがある。

2 前項に規定するものの他、履修方法等について、第13条、第14条、第15条第1項及び第17条を準用する。

(修了)

第44条 本学の専攻科に1年以上在学し、別に定めるところにより33単位以上を修得した学生については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

(修了の認定等)

第45条 学長は、前条に規定により、修了を認定された者に、修了証書を授与する。

(規定の準用)

第46条 専攻科については、この章に定めるもののほか、第2章、第5章の第18条及び第20条から第22条、第6章の第28条から第31条、第7章、第8章の第35条及び第9章の規定を準用する。ただし、第29条第1項但し書及び第2項並びに第31条第2号は、準用しない。この場合において、第29条第3項及び第31条第1号中「第11条」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

2 前項により規定を準用する条文中「本学」とあるのは「本学助産学専攻科」と、「学生」とあるのは「本学助産学専攻科学生」と読み替えるものとする。

第11章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第47条 本学に、保健室、食堂その他の福利厚生施設を置く。

第12章 公開講座

(公開講座)

第48条 市民の健康と福祉に関する教養を高めるとともに、地域社会において看護及び介護に従事する人々の知識の向上に資するため公開講座を設けることができる。

第13章 雑 則

(施行細則)

第49条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成8年度から平成10年度までの各年度における3年次編入学定員及び収容定員は、学則第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	3年次編入学定員	収 容 定 員
平成8年度	0名	80名
平成9年度	0名	160名
平成10年度	40名	280名

附 則 (平10. 12. 8)

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平11. 3. 9)

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平11. 6. 22)

この学則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平14. 1. 15)

この学則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則 (平15. 2. 4)

この学則は、平成15年3月1日から施行する。

附 則 (平15. 6. 10)

この学則は、平成15年6月10日から施行する。

附 則 (平16. 4. 13)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平16. 10. 12)

この学則は、平成16年10月12日から施行する。

附 則（平17. 2. 15）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平17. 7. 26）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成17年度以前に入学した者及び平成19年度以前に編入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平18. 11. 14）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平20. 3. 11）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。